

基本指針の構成等に関する都道府県アンケート抜粋

(1) 現行の基本指針(平成26年12月告示)の構成について

鳥獣保護管理事業計画の策定に当たって、形式上若しくは実務上の不具合等があればご教示ください
(自由記述)

・全体・形式上については、特段の意見はありません。
・実務上の要望としては、「Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」については、作成マニュアル・必須事項一覧・目次見本などのような掲載が付加されれば、策定の際に見やすく、また各所への説明にも便利と思われる。(項冒頭や項末などに挿入。)

P39

くくりわな直径規制について、「輪の直径」の表現がわかりにくいので、直径の計測箇所を具体的に記載し、基準を明確にすべき

28年度策定のため、鳥獣保護管理計画の市町村への説明を2月18日に実施し、鳥獣保護区等の照会など県計画の策定に着手する。基本指針Ⅲはの構成を変えるような大幅な変更は避けるか、該当箇所を事前に御教示いただきたい。

特になし。

ただし、本県の鳥獣保護管理事業計画の構成は、国指針に記載されている「鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」に準じているため、当該事項の構成の変更は最低限でお願いしたい。

国の基本指針が示されてから計画策定までの期間が短く実務上支障が生じた。また、今回の基本指針が前回から大幅に修正されるのであれば、都道府県の作業時間を考慮されたい。

鳥獣保護区等更新について
鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等(特別保護地区含む)の更新を行っているが、近年、鳥獣による農作物被害の深刻化等の理由により、保護区の指定について、利害関係人の同意が得にくい状況にある。

本県においては、個体数調整に取り組んでいるものの、農業被害額、捕獲数ともに減少しておらず、鳥獣保護区等の更新手続きを行う際、利害関係人から反対意見が出ることもあり、そのような場合は、保護区設定の意義、有害鳥獣捕獲等を、個別に説明したうえで了解を得ている状況であり、その対応に苦慮している。

また、国の国指定鳥獣保護区指定等実務要領によると、鳥獣保護区等の更新は、「原則として関係地方公共団体・利害関係人の同意を得られた場合に行う」とされ、本県の実務要領においても、「同意を得られた場合更新を行う」としており、最終的に反対意見を出された場合は、事業計画どおりに更新できない事態も考えられる。

類似する項目(内容)が重複して記載されているので、体系をスリム化して整理していただきたい。

法第4条第2項第4号で定める法第9条の捕獲許可に関する事項について、鳥獣の管理の目的に係るものに限ると限定されているが、指針には他の目的に関する鳥獣の捕獲に関する事項も記載されており、法との整合が図れていない状況である。

基本指針Ⅲに鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項が定められているが、この規定事項と都道府県鳥獣保護管理事業計画との関係が分かりにくく、都道府県が計画に規定すべき考え方を示したのか、都道府県に対する国の指導方針なのか、混同した表現があるように思う。都道府県計画は自治事務に関して定めるものなので、この基本方針のとおり記載するかどうかは都道府県の実状等に応じて決めるべきものであるが、その位置付けが明確でないので、誤解を受ける場合がある。例えば、シカの生息数が少ない場合でも、シカの捕獲対策として用意された規制緩和措置を盛り込むように要望・意見を受けたり、鳥獣保護センターは、センター方式が適当でない事情がある場合であっても計画に何らかの記載を加えなければならないようになっている。

- ・ 要点が読み取りにくい。
- ・ 捕獲許可の基準については、審査基準と行政指導指針とが混在しているので、明確に区別した構成としていただきたい。

- ・ Ⅲ第四 2 (2) ④[その他特別な事由を目的とする場合]に「子グマ放獣作業に係る対親グマのバックアップハンター」の例示がなく、麻酔作業者の安全確保が困難な状況である。
- ・ Ⅲ第四 5 (1) [鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的]に「第一種特定鳥獣保護計画に係るクマ緊急対応（人家周辺への出没・滞在）」の例示がなく、人身被害防止に苦慮している。（例：除去困難な所有者不明の放任果樹等に誘引が予見されるが、明確な目撃情報等が得られず捕獲等許可ができない。）
- ・ I 第六[狩猟の適正化]に「パチンコ・鷹匠等の自由猟法により狩猟鳥獣を捕獲等する者への対応」の記載がなく、当該捕獲等者への指導・助言に苦慮している。（鳥獣保護管理法の捕獲等の報告義務はないが、捕獲可能数量、捕獲区域の制限が適用されるため等）
- ・ Ⅲ第六 6 (1) [第一種特定鳥獣保護計画の保護事業]に「保護管理ユニット規模に対する生息数基準の概念」の記載がなく、適正な保護管理目標及び捕獲等数量を設定することが困難である。

- ・ 基本指針P25 『4 愛玩飼養の取扱い』について、愛玩目的のメジロの捕獲許可については、環境大臣が定める基本指針に基づき、本県で定める第11次鳥獣保護管理事業計画において、平成24年度以降、捕獲許可をしないこととしております。しかし、本県においては、現在でも、一般県民や県議員、市町村等関係者より、メジロの捕獲や飼養について、様々な意見や要望等があることから、次期方針でメジロに関する捕獲や飼養の基準を廃止ではなく条件付きで認める場合を定める等、地域の実状に応じ、次期計画策定時に改めて議論できる余地を残して頂きたいです。

- ・ 基本指針P36第四について、狩猟鳥獣でない小型哺乳類のマンガースを捕獲する際に、一定の安全性が確保されていると認められる場合等については、法の定める法人だけでなく一般的な法人や被害を受けている個人にも狩猟免許所持を義務づけしない等、外来鳥獣の有害鳥獣捕獲目的の許可基準の緩和を検討して頂きたいです。

- ・ 環境省の基本指針において、「錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。」とされているが、実務上困難であると感じる。もう少し具体的な対応方法を通達等で定めていただきたい。

- ・ 環境省の基本指針において、「住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りにより、小型の鳥獣を捕獲する場合」は免許不要とされているが、当内容を、建物内に限るものではなく、「被害を受けている者の敷地内」へと規制緩和するよう検討していただきたい。（公園の管理者や農林業者から、敷地内における被害防止のため、特定外来生物であるマンガースを捕獲したいとの申し出があるため。）

(2)基本指針の主な点検項目について

・ 原発事故に由来する避難指示区域等や出荷制限等があるなか、狩猟・狩猟税・登録手数料の考えかたを見直すところがあるのではないか。

・ 狩猟税は、実施隊活動や有害捕獲の実績があれば減免となるが、減免分の補填等について十分な考慮がされていない。

・ 愛玩のため飼養する目的での捕獲は今後廃止を検討するとあるが、飼養登録後の譲り受け・更新が制度上可能であることから、福島県で愛玩飼養のための捕獲を禁止していても、他県で登録を取ったものが流れてくる可能性がある。（愛玩飼養が可能だと他県の業者から聞いたという一般県民からの問い合わせが度々来る。）

・ 指定管理鳥獣捕獲等事業については、国も県と同様にその実施主体となることができるのであるから、国立公園等においてはその管理者である国が責任をもって捕獲を実施する旨の記載を追加すべき

・ 法改正に伴い、鳥獣行政の大勢は捕獲（の強化）がしめることになり、いわゆる保護のための施策（傷病鳥獣救護・ガンカモ調査・鳥インフル対策等）に関する予算・人員にしわ寄せが生じるようになった。次期指針策定にあっては、保護関係業務の負担を軽減できるよう見直すか、保護関係予算についても国の支援措置を講じられたい。

・ 「鳥獣を観光等に利用するための餌付け」は、「安易な餌付け」ではないのか。
ハクチョウに代表される特定の鳥類への餌付け行為は、その他の鳥獣も餌付くなどの影響があるほか、それを取り巻く人と人との間に軋轢を生じさせることがある。観光目的であっても、野生鳥獣である以上人間が過度に介入すべきではないのではないのか。

・ 審議会等での主な指摘事項として「鳥獣と人の生活との関係が希薄」とあるが、特に傷病鳥獣の保護依頼を受ける場面において「鳥獣への適切（適度）な接し方が分からない人が増えている」と感じる。

P46中ほどで「オ 第二種特定鳥獣管理計画～との関係」にあるとおり、有害鳥獣捕獲及び狩猟の数字を合わせて県全体の捕獲目標数を設定している。

そこでP47 Ⅲ第4 5(1)2 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、対象鳥獣の捕獲は、原則計画に基づく数の調整目的の捕獲となり、有害鳥獣捕獲の対象とすることができないとされているところを、対象地域の市町村が有害鳥獣捕獲を日常的に実施している現実を踏まえ、市町村と捕獲数の連携を行う場合、有害鳥獣捕獲の対象とすることとしてはどうか。

県下のニホンジカおよびイノシシの捕獲について、有害捕獲の占める割合が増加しているが、有害捕獲にかかる捕獲情報（出猟カレンダー）の収集が課題。

・ 許可目的の追記について（基本指針：Ⅲの第四の6の（6））
許可目的としての「鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的」に、①安全確保の目的（ツキノワグマ等）や②防疫上の目的（鳥インフルエンザ：国内発生時）を追記していただきたい。

①については、有害捕獲時や放獣時（誤捕獲）にツキノワグマ等の大型獣から捕獲班員等の安全を確保するため。

②については、野鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した際の対応として必要。傷病の許可目的で殺処分するのは許可の目的に適合していないため。

・ 傷病鳥獣救護の対応について（基本指針：Ⅲの第九の4）
種の保存法で希少種に位置付けられているハヤブサの搬入が多く、野生復帰できない状態であっても、安楽死対応ができないため、救護センターで終生飼養の状態となっている。そのため、他の個体の飼養スペースを圧迫している状態であるため、野生復帰できない希少種についても、安楽死の対応について検討いただきたい。

・鳥獣による農林水産業被害が拡大する中、有害鳥獣の駆除を進める一方、鳥獣保護センターには依然として駆除の対象となる鳥獣が持ち込まれてしまうケースがある。このため、鳥獣保護センターの運営経費も圧迫している。

・イノシシの農業被害とともに、住居集合地域等への出没件数も年々増加しており、加えて人身被害も発生していることから、狩猟期間の延長等の見直しの要望がある。

・農作物・生活環境被害を及ぼし許可捕獲の対象となる鳥獣や保護の対象としない鳥獣について、傷病鳥獣保護の相談や持ち込まれる実態がある。

・依然として農産物等への被害が続いている中型哺乳類（アナグマなど）に関して、現状と課題の整理は必要ないでしょうか。

・傷病鳥獣救護の基本的な対応について

ボランティアが終生飼養に携わると記述されているが、愛玩飼養を禁止する一方で、野生復帰困難な鳥獣であれば飼養を認めるとするのは、救護を隠れ蓑にした愛玩飼養となりかねない。

・普及啓発について

愛鳥モデル校の指定は第1次事業計画（昭和39年）から、野鳥の森については、本県では昭和48年から整備を行っている。長期間経過し、モデル校の指定希望も少なく、野鳥の森の整備予定もない。内容を見直した方がよいのではないか。

愛玩、傷病鳥獣等の考え方の中で、傷病鳥獣の受け入れに関する取扱いについては全国で統一した考え方が必要だと考えます。（狩猟鳥獣は一切治療しない等）

夜間銃猟の実施について安全性を厳密に確認するようになっているが、安全性を確保することが難しく、取り組むことが出来ない。

・傷病鳥獣の救護について

傷病鳥獣の救護については、本県が設置している鳥獣保護センターにおいて、救護の対象を絞ったうえで対応を行っている。傷病鳥獣の救護対象は、野生鳥獣であり、かつ有害性の高い鳥獣として捕獲されている鳥獣でないもの（カラス、スズメ、ドバト、ヒヨドリ、イノシシ、ニホンジカ等は対象外）としているが、有害性の高い鳥獣であっても直接持ち込まれた場合、青少年等の教育上の観点から必要と認められる場合等は、必要に応じて救護の対象としており、深刻な農業被害に苦しむ人が存在していることなどを説明したうえで収容している。

なお、日常的な傷病鳥獣・幼獣保護の依頼やヒナの時期の相談が非常に多く、人的な負担が大きい。また、鳥獣保護センターの運営については、対象とする業務を絞り込むなど予算の節減に努めているが、県財政が厳しいなかで、予算確保に苦慮しているところである。

・鳥獣保護区のあり方（シカやイノシシによる農林作物への被害が多い中、鳥獣保護区の存続が年々厳しくなっている。）
・捕獲の担い手の確保（有害鳥獣被害が多い中で、狩猟免許（特にわな猟）取得者は増加しているが、効果的な捕獲を実施するためには、捕獲技術・知識を有する担い手の確保が必要。）

・依然として、希少猛禽類の鉛中毒事故が発生しており、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項に関わらず、他の捕獲行為についても積極的な非鉛弾への切り替えを促進を要望。
・シカ、クマなどを研究する職員の配置はされているが、行政職員として、専門職として配置されている者はなく、異動等があるため、職員を育成することが難しい。

・レッドリストの掲載種である狩猟鳥獣の取扱いについて、住民やマスコミ等対外的な説明が難しいので、考え方の整理が必要。
・狩猟者の減少が鳥獣の保護管理に与える影響は大きく、本県においては、新規狩猟者の確保・育成が主要な施策となっているが、基本指針には、これに対応する記述がない。
・鳥獣の管理は、人と鳥獣のあつれきの解消、つまり被害への対策として行われているが、個体数調整の被害対策としての効果が明確に示されていないため、管理計画において管理方式及び目標に盛り込む際の根拠設定が難しい。

・狩猟鳥獣の定期的な見直しが必要。

餌付けの原則禁止化（コブハクチョウなどの外来生物への餌付けが問題）。
※現行では、努力義務でしかなく、県民への拘束力が弱い。

・イノシシ等による農作物被害の発生に伴い、農業者自らが自己農地の保全のために狩猟免許無しでの捕獲を認めて欲しいとの意見もあるが、本県では、旧1303特区制度を活用した地域における「捕獲隊」の設置により狩猟免許を持たない者の捕獲作業への参加を積極的に進めている。捕獲における安全性等を確保するために本制度を活用するにあたっては、定期的な講習会の受講や使用する箱わなへの保険の加入などにより安全かつ適切な捕獲に努めている。地域での労力支援等を進めるためにも旧1303特区制度を推進することが望ましい。